

◇平成 29 年 4 月 1 日付改正内容

1. 最低制限価格制度の改正

(1) 建設工事等における最低制限価格の算定方法の見直し

建設工事における競争入札に係る最低制限価格については、ダンピング受注排除対策の更なる充実を図るため、現在の入札金額の平均値により算出する方法から、平成29年4月1日以降より、中央公契連モデルに準じた算出方法を導入します。

なお、設計・調査・測量及び土木施設維持管理については、現行と同様に平均値により算出する方法となりますが、その端数処理について変更します。

◆最低制限価格算定方法

変更前: 有効な全入札金額を平均した数値の90%の額(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)に100分の108を乗じた値

変更後:【建設工事】

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%(1,000円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)に100分の108を乗じた値。

※ただし、予定価格の70%に満たないものは予定価格の70%(1,000円未満切り上げ)に、予定価格の90%を超えるものは予定価格の90%(1,000円未満切り捨て)となります。

【設計・調査・測量及び土木施設維持管理】

有効な全入札金額を平均した数値の90%の額(1,000円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)に100分の108を乗じた値

(2) 物品関係の業務委託における最低制限価格制度の試行導入

物品関係の業務のうち、人件費が主要な部分を占める案件について、最低制限価格制度を試行導入します。

◆対象案件

公契約条例に基づく労働報酬下限額の対象とされている以下の業務に係る競争入札(平成29年4月1日以降に図書交付を行う案件。あたら高原少年自然の家の業務を含む)

- ・ 建物清掃業務
- ・ 食堂業務
- ・ 相談支援業務
- ・ 施設運転管理業務
- ・ 放置自転車保管場所管理業務
- ・ 設備保守管理業務

◆最低制限価格算定方法

有効な入札額の平均値の80%の額(1,000円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)に100分の108を乗じた値

2. 契約約款の一部改正

越谷市公契約条例の施行に伴い、条例第2条で定義する公契約に係る契約約款について、条例第5条に規定する受注者の責務を追加するとともに、労働報酬下限額適用案件を対象に、条例第7条の規定を反映した特約条項を別に定める等の一部改正を行いました。※平成29年4月1日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行うものについて適用となります。

3. 入札参加条件に社会保険等の加入を追加

建設労働者の適正な労働条件を確保するため、社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険をいう。）に未加入の業者を排除する必要があることから、平成29年度以降の入札参加資格者名簿への登載は社会保険等に加入していることを条件としておりますが、平成29年4月1日以降に公告を行う案件より、建設工事の入札参加条件に社会保険等の加入を追加することにより、入札時における未加入の業者の排除を徹底します。

4. 総合評価方式の本格実施

公共工事の品質確保等の観点から、価格だけではなく、企業の技術力等を含め総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」について、平成19年度より試行的に実施しておりますが、越谷市公契約条例の基本方針として社会的価値の向上に貢献する業者を適正に評価することが規定されていること等から、本格実施に移行します。

5. 郵便入札における入札書送付方法の拡大

郵便入札における入札書送付方法については、送付時のトラブルを未然に防ぐため、日本郵便株式会社が提供する「郵便追跡サービス」により到達時間の確認が可能である「一般書留」、「簡易書留」及び「特定記録郵便」のいずれかに限定していましたが、本市の郵便入札導入後、新たにサービスが開始された「レターパック」及び「配達時間帯指定郵便」についても、同様に「郵便追跡サービス」の利用が可能であることから、これらを指定の送付方法に追加します。